

宇治山田商業高等学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

本校における、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処（以下、「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、本方針を策定する。

2 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、「どの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こりえる」という認識のもと、以下の考え方にに基づき防止等に取り組む。

- ① 日頃から学校教育全体を通じて、豊かな心や道徳性、自律性をはぐくむことにより、児童生徒の将来における自己実現を可能にするための力を育成する。
- ② いじめが、生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるという認識のもと「いじめを許さない学校づくり」に取り組む。
- ③ いじめ防止への基本的対応として、未然防止、早期発見・早期対応が重要であり、学校内外を問わず、子どもたちを見守りながら、速やかに対処できるように取り組む。
- ④ 教職員の不適切な言動がいじめの発生を誘発することの無いよう細心の注意をはらう。

4 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部（主任および担当）、人権教育担当、保健主事とする。また、必要に応じて学年主任、教務主任、教育相談係、当該担任、当該部顧問、養護教諭や臨床心理士、学校関係者評価委員などの外部専門家等を加えることができる。

→校内体制（別紙1）

委員会は、本校におけるいじめの防止等のため、「宇治山田商業高等学校いじめ基本方針」について毎年度その見直しと確認を行う。策定した基本方針については、教職員、生徒、保護者等への周知やホームページでの公表など、積極的に情報発信を行うものとする。

委員会は、定期的に開催し学期ごとのアンケート調査や教職員研修の実施、教育相談、保護者への啓発等について年間計画に基づき取組を進める。

また、各教員が実施する個別面談の進捗状況や教育相談の相談事例、教職員や生徒等からの情報集約を行い、必要に応じて委員会を開催する。

→チェックリスト（別紙2）

5 いじめの認知

委員会は、いじめの疑いがある行為を発見したり生徒等からいじめの申し出があった場合には、速やかに必要な調査を行い、事実関係の有無を確認していじめの認知を行う。認知したいじめについては、全教職員に必要な情報を共有するとともに保護者等との連携のもと、必要に応じてスクールカウンセラー等の助言を受けつつ被害生徒へのケアや加害生徒への適切な指導を行うよう教職員に指示する。

6 生徒指導（教育相談）体制

生徒のいじめの実態を把握し、いじめが行われにくい学校づくりに資するため、学期に1回以上のアンケート調査に加え、個別面談の実施等、必要な対応を行う。

また、必要に応じてスクールカウンセラーや教育相談専門員等の活用を図り、個別面談等を通じて教育相談体制の確立に努める。

また、電話相談窓口等の周知を図り、いじめを訴えやすい体制を整える。

7 未然防止の取組

全ての学校教育活動を通じて人権教育の推進と道徳教育の充実を図り、互いを認め合える集団づくりの実現に努める。また、規範意識の確立と自律性を育み、わかる授業づくりを通して全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう努める。

委員会は、教職員研修の実施やいじめ問題や学校基本方針についてPTA等と話し合う場を設けるなど、家庭や地域に対する連携や啓発のための活動を行う。

インターネットを通じて行われるいじめ等表面化しにくいいじめの防止や効果的な対処ができるよう、講演会や学習会等の啓発活動を行う。

→年間指導計画（別紙3）

8 早期発見の取組

委員会は、生徒の訴えや教職員からの情報など、いじめが疑われる情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行い、生徒の実態把握に努めるものとする。

アンケートや個別面談等の集約と分析を行い、いじめが疑われる事例には、迅速かつ適切に必要な調査を行うこととする。

いじめの疑いに係る情報があった時には、情報の迅速な共有、関係児童生徒等への事実関係の聴取等を行い、実態を把握する。

9 いじめへの対処

個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に沿った対応が重要である。

いじめの発見や通報を受けた場合は、委員会を中心に速やかに組織的に対応し、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもとで取り組むとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

いじめを受けた生徒の身体的・精神的ケアはもちろんのこと、加害生徒に対しても状況に応じて適切な指導・支援を行う。

いじめの被害側と加害側で紛争が生じることのないよう、情報共有等につとめるとともに、いじめが解消に至るまで必要な措置、支援を行う。

加害側と被害側の在籍校が異なる場合には学校間の連絡に努め、いじめが犯罪行為に該当する場合には、伊勢警察署生活安全課と連携して対処するなど適切に関係機関との連携を図るものとする。

→組織的対応（別紙4）

10 重大事態への対処

以下に掲げる重大事案が発生した際には、県教育委員会に緊急報告を行い、その指導のもと委員会を中心とした調査組織を設置し、必要な関係機関等とも連携を図りながら事実関係を明確にするための調査を行う。

(1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」の「相当の期間」とは、不登校の定義をふまえ、30日を目安とする。

調査により明らかになった事実関係については、被害生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、調査結果を県教育委員会に報告する。

※当該事案の調査主体は、県教育委員会の判断となる。

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、学校の判断に関わらず、重大事態として報告・調査等にあたる。